

◎金融商品取引法等の一部を改正する

法律

(平成二二年五月一九日法律第三二号)

一、提案理由

(平成二二年四月一四日・衆議院財務金融委)
(員会)

○亀井国務大臣 たいいま議題となりました金融商品取引法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

今次の世界的な金融危機を受けた国際的な議論や、我が国の金融資本市場において見られた問題等を背景として、我が国金融システムの強化及び投資家等の保護を図ることが重要な課題となっております。このような状況を踏まえ、必要な制度整備を行うため、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、店頭デリバティブ取引等の決済の安定性、透明性を向上するため、清算機関に関する基盤強化を図った上で、一定の店頭デリバティブ取引等において清算機関の利用を義務づけるとともに、取引情報保存、報告の制度を創設することなどの措置を講じることとしております。

第二に、金融商品取引業者のグループ全体での実効的な監督を可能とするため、金融商品取引業者に対して、連結規制及び監督を導入するとともに、主要株主規制を強化するための措置を講ずることとしております。また、保険会社または保険持ち株会社グループに対する連結財務健全性基準を課すための措置を講じることとしております。

その他、投資家保護を確保するために、金融商品取引業者全般に対して当局による破産手続開始の申し立てを可能とするための制度整備等を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告(平成二二年四月二〇日)

○玄葉光一郎君 たいいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、今次の金融危機を受けた国際的な議論や我が国の実情を踏まえつつ、金融システムの強化及び投資家等の保護を図るため、店頭デリバティブ取引等に関する清算機関の利用の義務づけ及び金融商品取引業者のグループ規制の強化等の措置を

講ずるほか、金融商品取引業者全般に対して当局による破産手続開始の申し立てを可能とするための制度整備等を行うものがあります。

本案は、去る四月十三日当委員会に付託され、翌十四日亀井国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、十六日質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院財政金融委員長報告(平成二二年五月二二日)

○大石正光君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、世界的な金融危機を受けた国際的な議論等を背景として、我が国の金融システムの強化及び投資家等の保護を図るため、店頭デリバティブ取引等に関する清算機関の利用の義務付け、金融商品取引業者のグループ規制の強化等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、金融規制改革をめぐる国際的な議論の動向、店頭デリバティブ取引等の取引実態と清算集中の効

金融商品取引法等の一部を改正する法律

果、証券会社に対する連結規制・監督の具体的内容等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。